⑹　配置予定技術者の確認　落札者の決定後（契約締結後）、資格要件を満たしていないことが判明した場合又はＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばない（解除する）ことがある。

⑺　別に求める技術者　本工事は専任の配置予定技術者の配置が義務づけられているが、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⑻　手続きにおける交渉の有無　無

⑼　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　関連情報を入手するための照会窓口は、５⑴に同じ

⑾　入札の延期等

①　不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札者の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。

②　機構の事由により、入札等の延期又は中止をすることがある。

⑿　独立行政法人が行う契約の公表　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、以下による。

http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html

⒀　詳細は入札説明書による。

8　Summary

⑴　Contracting Entity ; Tomoki Sato, Executive Vice President, Japan Water Agency.

⑵　Classification of the services to be procured ; 41

⑶　Subject matter of the contract ; Construction work of water intake and discharge facilities for Koishiwaragawa Dam.

⑷　Time-limit of the submission of application forms and relevant documents for the qualification ; 17 : 00, 10 March 2016.

⑸　Time-limit of the submission of tenders ; 14 : 00, 22 April 2016. (submitted by mail ; 17 : 00, 21 April 2016.)

⑹　Contact point for the tender documentation ; Kentaro Fujiyoshi, Financial Management Division, Financial Department, Japan Water Agency. 11―2 Shintoshin, Chuo-ku, Saitama city, Saitama, 330―6008 Japan. TEL　＋81―48―600―6534, FAX　＋81―48―600―6588

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

小石原川ダム取水放流設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年２月９日

独立行政法人水資源機構
理事長　甲村　謙友

◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11

１　工事名　小石原川ダム取水放流設備工事

２　工事場所　福岡県朝倉市江川地内

３　工事内容

【機械設備工事及び点検】

本工事の施工範囲は、次の設備の設計、製作、輸送、据付、調整及び無負荷試運転までの一切とし、電気配線・配管は、分電盤二次側以降の全てとする。

なお、閉塞準備用ゲート、閉塞ゲート及び試験湛水用ゲートの施工範囲は、設計、製作、輸送、据付、調整までとする。

また、設備引渡し後に、放流試験及び点検を実施するものである。

・選択取水設備　１式
・利水放流設備　１式
・閉塞準備用ゲート　１式
・閉塞ゲート　１式
・試験湛水用ゲート　１式

４　工期　契約締結の翌日から平成36年３月31日まで

（工事）契約締結の翌日から平成32年３月31日（予定）

（点検）平成31年10月１日（予定）から平成36年３月31日

５　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）及び参加資格審査申請書（物品製造等）の受付期間　平成28年２月９日から平成28年３月10日まで。ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日10時から17時まで（12時から13時までを除く）。なお、平成28年３月10日以降当該工事に係る開札の時までにおいても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争参加資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成28年２月９日から　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構　経営企画本部　技術管理室　契約企画課　電話048―600―6534（直通）、ＦＡＸ048―600―6588において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し⑴に示す申請書の交付場所に郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法に限る。）又は持参により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（７⑼の条件を満たすものに限る。）

②　７⑹の要件を満たすことが判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）

③　すべての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時に提出したものと同一のもの。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　以下の⑴の各号に該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び⑵から⑽までに掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　次に掲げる条件に該当しない者であること。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次のⒶから㋖までのいずれかに該当する事実があると認められる者

Ⓐ　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実

Ⓑ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

Ⓒ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

Ⓓ　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

Ⓔ　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実

Ⓕ　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実

㋖　Ⓐから Ⓕまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実

③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息が生じ、これを支払っていない者

④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者